

**令和 7 年度おおいたこどもまんなか応援キャンペーン広報事業委託業務
企画提案競技（プロポーザル方式）募集要項**

1 趣旨

この要項は、大分県（以下「県」という。）が実施する「令和 7 年度おおいたこどもまんなか応援キャンペーン広報事業委託業務」の受託者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めたものです。

2 契約に付する事項

（1） 業務名

令和 7 年度おおいたこどもまんなか応援キャンペーン広報事業委託業務

（2） 履行場所

大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号 大分県福祉保健部 こども未来課

（3） 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

（4） 業務概要

別紙「令和 7 年度おおいたこどもまんなか応援キャンペーン広報事業委託業務仕様書」のとおり

（5） 限度額

6, 2 8 1, 0 0 0 円以内（消費税額及び地方消費税額（1 0 %）を含む。）

3 参加資格等

参加資格は法人又は法人以外の団体とし、次の全ての要件を満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県税を滞納していないこと。
- (3) 本事業の趣旨や目的に沿った事業実施ができ、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための経営基盤を有する法人格を持つ団体であること。
- (4) 定款、規約等を持ち、株主総会や理事会等で団体の意思決定ができ、財産管理の方法が明確であること。
- (5) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者ではないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項の規定に基づく再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続き開始の申立てがされている

者（同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(8) 業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業についても上記(1)～(7)を満たしていること。

(9) 事業を適切に運営できる組織体制を備えていること。

4 企画提案競技に係るスケジュール

令和 7 年	7 月	4 日（金）	公示
令和 7 年	7 月	1 0 日（木）	質問受付締切
令和 7 年	7 月	1 6 日（水）	参加申込書提出締切
令和 7 年	7 月	3 0 日（水）	企画提案書提出締切
令和 7 年	8 月	6 日（水）	審査委員会（予定）
令和 7 年	8 月	8 日（金）	審査結果通知（予定）
令和 7 年	8 月	1 8 日（月）	委託契約締結（予定）

5 手続き等

(1) 質問の受付

ア 受付期限

令和 7 年 7 月 1 0 日（木）午後 5 時まで

イ 質問様式

質問書（様式 3）により、電子メールにて送付すること。また、メールの件名には「【質問】令和 7 年度おおいたこどもまんなか応援キャンペーン広報事業委託業務」と記載すること。

E-mail : a12470@pref.oita.lg.jp

ウ その他

- ① 質問者の名称、所在地、部署名、担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載してください。
- ② 受付期間経過後の質問、指定した方法以外での質問は受け付けません。
- ③ 質問に対する回答は、参加申込者全てに対し電子メールで回答します。
- ④ 提案書の審査に係る質問には回答できません。

(2) 参加申込の受付

企画提案競技への参加を希望する者は、「参加申込書」（様式 1）を下記イ提出期限までに提出すること。（電子メールで申込む場合、送信後は必ず電話でこども未来課担当（下記エ）宛てに、着信確認すること。）

ア 提出書類

- ・ 参加申込書（様式 1）
- ・ 企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書（様式 2）
- ・ 団体の定款、規約等の写し
- ・ 団体の概要がわかるパンフレット等

なお、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める入札参加資格確認申請時の必要書類を併せて提出すること。

- ・ 営業概要書、貸借対照表、損益計算書
- ・ 取扱商品等調書
- ・ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）について滞納がないことが確認できる税務署長の証明
- ・ 大分県の県税（全税目）について滞納がないことが確認できる県税事務所長の証明（大分県内に本店・支店・営業所がない場合は不要）
- ・ 登記簿謄本
- ・ 定款（写し）

イ 提出期限

令和 7 年 7 月 1 6 日（水）午後 5 時（必着）

ウ 提出部数

1 部

エ 提出先

大分県福祉保健部こども未来課子育て支援班（県庁舎別館 4 階）

〒870－8501

大分市大手町 3-1-1

電話：097－506－2712（直通）

E-mail：a12470@pref.oita.lg.jp

担当：伊藤

オ 提出方法

持参（平日の午前 9 時～午後 5 時まで）、電子メール又は郵送（書留郵便）による

カ その他

- ①参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届〔任意様式〕を提出してください。
- ②参加資格者審査結果については、参加申込書受理後に随時通知します。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類等

規格は A 4 版とし、片面印刷で提出すること。

①実施体制説明書（様式 4、A 4 版）

②企画提案書（任意様式、A 4 版）

仕様書に基づいて、本事業の目的を踏まえた提案を行ってください。

③業務工程表（任意様式、A 4 版）

④事業費積算（任意様式）

本事業実施にあたり、必要な経費の全額を示すとともに、その内訳がわかるように記載してください。合計額は 2（5）に示す限度額以内となるようにしてください。

(2) 提出期限

令和7年7月30日（水）午後5時（必着）

(3) 提出先

5 (2)エと同じ

(4) 提出方法

持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便）による

(5) 提出部数

紙媒体6部（原本1部、コピー5部）

7 審査に関する事項

(1) 審査方法

提出された企画提案書等に基づき、県が設置する審査委員会において審査を行います。

(2) プレゼンテーションの実施

ア 開催日時及び場所

日時 令和7年8月6日（水）13：30～15：30（予定）

場所 大分県庁別館B11会議室

※ 時間は参加申込者に個別に連絡します。

イ その他

- ・提案者が多数となった場合は、書類審査による第1次選考を実施する場合があります。
- ・時間は1団体20分（プレゼンテーション10分以内。質疑、その他）の予定ですが、提案者数に応じて変更する場合があります。

(3) 審査基準

別表のとおり

(4) 審査結果

審査結果については、速やかに参加申込者に文書でお知らせします。

なお、審査の内容は公表しないこととします。

8 委託候補者の選定後の契約手続き

県は7の審査により選定された委託候補者と委託契約を締結します。仕様書の内容は、企画提案された内容を基本とし、最終的には委託候補者と協議して決定します。

9 その他留意事項

(1) 費用負担

提案に係る経費は、参加者の負担とします。

(2) 企画提案書の取扱い

- ・参加者は複数の提案書の提出はできません。
- ・提出された書類の内容は変更することができません。
- ・提出された書類は返却しません。

- ・採択された企画提案書の著作権等は県に帰属します。
- ・提案された企画提案に関して、著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとします。

(3) 失格条項等

- ・応募資格を満たさなくなった場合又は応募資格を満たさないことが判明した場合
- ・応募書類や企画提案の内容に虚偽のあることが判明した場合
- ・プレゼンテーションに参加しない場合

(4) その他

- ・企画に際しては、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにしてください。
- ・公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止します。

(別表) 審査項目 審査内容

【実施体制の評価】

- 業務実施に必要な職員が確保され、事業が適正に実施できる体制が取られているか。
- 個人情報保護の取り組み等、事業の適切な管理運営が行えるか。

【事業実施能力の評価】

- 県の実施する子育て支援事業の基本的な知識を有しているか。
- 動画制作、動画を活用した広報の内容に一貫性があるか。
- 最適なスケジュールで提案されているか。
- 積算内容及び積算額は、仕様書に基づき算定根拠が示され、効果的な費用配分となっているか。
- 同種業務の実績を十分に持ち合わせており、知見があるか。

【動画の制作】

- 委託事業の目的にそった企画提案であるか。
- ターゲットに情報が届く、伝わる工夫がなされており、十分な閲覧数が見込めるか。
- 動画は広告配信後も使用可能な内容になっているか。

【動画を活用した広報】

- ターゲットの選出及びターゲットに向けた広告媒体の選定は一貫性のある判断がなされているか。
- 媒体の設定・放映回数等が効果的にされているか。

【効果検証】

- 現実的な計測方法が提案されており、本事業が来期以降も最適化できるような評価方法が確立されているか。
- 事業を推進するなかでどのようなデータを取得しどのような示唆を出すために分析し、県の知見として蓄積するのか構想が示されているか。